

7. 障害児への支援

(1) 市民意向調査等からみられる現状と課題

相談事業について

療育相談についての要望

市民意向調査の自由回答において、発達の遅れや障害のある子どもの療育相談の体制整備を求める意見がみられた。

情報提供への要望

市民意向調査の自由回答において、障害児の育児や就学・就業に関する情報の充実を求める意見がみられた。

日常生活の支援について

生活のサポートに関する要望

市民意向調査の自由回答において、障害児のホームヘルプサービスやその他様々なサポートをしてくれることを望む意見がみられた。

療育体制について

通園指導に関する要望

市民意向調査の自由回答において、発達訓練等の通園指導の定員拡大や施設整備を求める意見がみられた。

障害児保育について

保育園・幼稚園・学童クラブの障害児受入れについて

市民意向調査の自由回答において、保育園・幼稚園・学童クラブにおける障害児の受け入れの拡大を求める意見がみられた。

経済的負担の軽減

軽度障害児への補助について

市民意向調査の自由回答において、軽度障害児であっても補助具等を使用する場合の補助制度を充実させてほしいといった意見がみられた。

(2) 施策・事業の現況と課題

啓発

障害者に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、支えあいながら活動する社会が求められており、ノーマライゼーションの理念の普及に努めていくことが必要となっている。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等						
障害者(児)福祉啓発	<p>市民の障害者に対する理解と認識を深めるため福祉まつりなど様々な機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努める。</p> <p>(現況) 府中市精神保健福祉協議会が主体となり、平成15年度に26市では初めての「心の健康フェスティバル」を開催した。また、ガイドブックの作成も行なった。</p> <p><15年度参加者></p> <table> <tbody> <tr> <td>福祉まつり</td> <td>39,000人</td> </tr> <tr> <td>わいわいまつり</td> <td>1,718人</td> </tr> <tr> <td>心の健康フェスティバル</td> <td>942人</td> </tr> </tbody> </table>	福祉まつり	39,000人	わいわいまつり	1,718人	心の健康フェスティバル	942人	障害者に対する理解や、ノーマライゼーションの理念の普及が広く市民に浸透しない。
福祉まつり	39,000人							
わいわいまつり	1,718人							
心の健康フェスティバル	942人							

相談支援体制

障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう支援することが求められている。

そのため、地域生活支援センターを中心とした、身近な生活の相談から福祉サービスにいたるまでの一連の支援を行う体制づくりが必要であり、それへの取組を進める必要がある。

また、障害を持つ子どもの就学相談については、教育機関と他機関との連携のもとで相談体制を充実する必要がある。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
地域生活支援センター	<p>「みーな」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害者が適切なサービスを総合的・効果的に利用できるよう、機能の充実を図るとともに、地域生活支援センターを1か所増設する。</p> <p>(現況) <精神>「プラザ」</p> <p><身体・知的></p> <p>平成14年度までの「みーな」1か所に、15年度から「あけぼの」を増設し2か所となった。</p>	平成15年度から支援費制度が導入されたことに伴い、当事業に対するニーズが拡大した。それを見込んで「あけぼの」を増設したが、国及び都は、同年度から補助金を廃止(一般財源化)している。
就学・入学相談	教育委員会の就学相談において、教育相談員の研修を充実し、発達相談などの様々な相談に応じる体制の整備・充実を図る。	特になし

日常生活への支援

障害者(児)の日常生活支援については、支援費制度の開始に伴い、支援費制度に移行するサービスの質と量の確保が大きな課題となっている。

また、障害児とその家族の日常生活の支援に当たっては、障害を持つ児童の社会参加やレクリエーションの機会としてデイサービス等の事業が重要であると共に、家族支援としてレスパイトケアの充実が必要となっている。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
居宅介護	心身障害者が身体介護や家事援助など日常生活の支援が必要な場合に派遣される、ホームヘルプサービスの質と量を確保する。 (現況) 一人一人訪問調査を行い、サービスの内容等を決定している。また、1年ごとの更新でも訪問調査を行い、各人の現状を把握している。	利用対象者の制限が緩和され利用者が増加しているが、国庫補助率が1／2「以内」となっており、不十分である。
デイサービス	在宅の心身障害者の自立と社会参加を促進するため、通所による機能訓練、社会適応訓練、創作活動、給食や入浴などのサービスを提供するデイサービス事業の充実を図る。また、介護保険制度との連携や NPO によるサービスを活用するなど、サービスの確保に努める。 (現況) 平成 16 年度より市内にデイサービス施設が開設され、利用が始まった。	特になし
短期入所	在宅の心身障害者(児)の援護対策の一環として、家族での介護が一時的に困難になった場合に、施設に入所させ保護することにより、その福祉の増進を図る。障害者を介護している家族の休息のため、障害者を一時的に施設で預かるレスパイト事業を実施する。また、日帰りでの利用など多様なニーズへの対応を検討する。	特になし
地域 デイグループ	心身に障害のある児童に対し、放課後や学校長期休業期間に生活訓練や創作活動、レクリエーションなどを行う地域デイグループ事業を実施している施設に対し補助金を交付することにより、運営の円滑化を図り、もって障害のある児童の社会性を養い発達を支援する。 (現況) [ナイスデイキッズ] 利用対象者は知的障害のある児童で、16 年 5 月現在、施設定員 22 人のところ 20 人の利用者がいる。ただし、1 日あたりの利用人数は現在 8 人程度である。 [根っこクラブ] 利用対象者は主に肢体障害のある児童で、16 年 5 月現在、施設定員 10 人のところ 7 人の利用者がいる。	近年、障害のある児童が増加傾向にあることから、今後、当該事業の利用希望者も増加していく見込みが高い。
緊急一時保護	在宅の障害者で、家族が疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により一時的に介護を受けられない場合、一時保護を実施し、介護者負担の軽減を図る。 (現況) 平成 18 年 3 月末の廃止に向けて、支援費制度(ホームヘルプ・ショートステイ事業)への移行	緊急な事由で、保護が必要なとき、円滑に支援費制度へ移行できるよう態勢を整える必要がある。

療育体制

発達に遅れやつまずきがある子どもの早期療育のために、療育施設の設置や専門的な相談指導体制の整備に対する要望が増えている。現状ではニーズに追いついていない状況で、事業の拡大や包括的なサポート体制の構築が急務となっている。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
幼児訓練事業	<p>発達につまずきのある子どもを対象に、他の関係機関と連携して、個々に応じた援助・訓練の充実を図る。</p> <p>(現況) 心身障害者福祉センター幼児訓練事業 「あゆの子」を平成 16 年度から支援費制度(児童デイサービス事業)に移行、また、外来部門も子ども発達支援事業として拡充し、利用者のニーズにこたえる。</p> <p>通園部門(児童デイサービス)定員 30 名、外来部門(子ども発達支援事業)平成 15 年 10 月在籍者 46 名ともに、定員を超える入園希望者があり、平成 16 年度はレベルアップを図ったが追いつかない状況にある。</p>	近年、発達につまずきのある子どもは増加傾向にあり、療育施設の設置、専門的な指導に対する市民の要望も増えている。現在実施しているあゆの子の事業拡大、長期的な支援、包括的なサポートが急務となっている。

障害児保育

障害児をもつ保護者の保育ニーズにこたえるため、障害児保育の定員枠の拡大が課題となっている。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
障害児保育	<p>障害児をもつ保護者の保育ニーズにこたえるため、民間保育所の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大する。</p> <p>(現況) 市立保育所</p> <p>3 歳児クラス以上に対応 16 年度入所 30 人</p> <p>私立保育園</p> <p>2 歳児クラス以上に対応 16 年度入所 33 人</p>	低年齢児から入所した場合、途中発見児が増加することにより新規入所児の枠が減少する。障害児以外にも ADHD(注意欠陥多動性障害)など配慮を必要とするケースが増加している。

経済的負担の軽減

障害者(児)が自立した生活をおくるためには、経済的な面での安定が不可欠であり、生活保障としての手当などを実施しているが、その充実を国・東京都へ要請していく。

事業	事業の目標・内容・実績等	課題等
心身障害者(児)福祉手当	<p>障害者の生活を保障する年金や手当などの充実を国・東京都に要望する。</p> <p><対象者></p> <p>身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺及び進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害手当を受けている方は対象外。 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方。ただし、手当、児童育成手当の障害手当を受けている方は対象外。</p> <p><内容></p> <p>月額15,500円 月額7,500円</p>	特になし
障害者(児)休養事業	日頃、行楽及び休養の機会に恵まれない心身障害者(1・2級、1～4度)と、その付き添い者及び精神障害者に対し、市の施設(やちほ、八ヶ岳)の利用に当たり宿泊料、食事の一部を助成する。	伊豆荘の廃止により、対象施設が2施設(やちほ・八ヶ岳)となり、利用者からは対象施設の枠の拡大が望まれている。

そのほか重度心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、医療助成、心身障害者扶養年金、日常生活用具給付、補装具給付等あり